



水産分野における地球観測衛星等の高度利用に関する協定

水産庁増殖推進部（以下「水産庁」という。）と独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）は、両機関が実施する水産分野における地球観測衛星等の高度利用に関する協力を推進するため、以下の通り協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、資源の持続的利用や水産業の競争力強化に資する観点から、水循環変動観測衛星（GCOM-W）や気候変動観測衛星（GCOM-C）を中心とした地球観測衛星等が備える海色、海水温等の精緻な解析能力を水産分野で高度に利用するための協力を効果的に実施するために必要な事項を定める。

（協力の範囲）

第2条 両機関は、地球観測衛星等を活用した漁場環境や水産資源に関する調査（漁海況情報の調査を含む。）等について協力する。

（協力の形態）

第3条 両機関は、相互の協力の円滑かつ積極的な推進を図るため、衛星情報の高度利用に係る協力連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、情報交換を行う。

- 2 水産庁は、前条に規定する調査等に係る現状や課題について情報を提供する。
- 3 JAXA は、GCOM-W や GCOM-C など地球観測衛星等について、前条に規定する調査等における課題解決に資する情報を提供する。
- 4 両機関は、双方の合意の下で、前条に規定する調査等に関する専門家を必要に応じ連絡会に招聘することができる。
- 5 連絡会の事務局は水産庁研究指導課及び JAXA 衛星利用推進センターが共同して行うものとし、構成、運営その他必要な事項は両機関が協議の上定める。

（情報の提供・管理）

第4条 両機関は、本協力に関連して相手方から秘密である旨を明示して提供された情報について、相手方の同意なく第三者に漏洩し又は開示してはならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は協定締結時から平成29年3月31日までとする。
ただし、期間満了の3カ月前までに相手方に対し書面により終了の申し出がなされない限り、本協定は同一条件をもってさらに1年間延長し、以後同様とする。

(本協定の変更等)

第 6 条 本協定は、必要に応じて両機関の協議により変更又は廃止することができるものとする。

(疑義等の解決)

第 7 条 本協定に定めのない事項及び本協定の運用等に関する疑義が生じた場合は、両機関は誠意を持って協議の上、これを解決する。

本協定の締結を証するため協定書 2 通を作成し、それぞれ署名の上、各 1 通を保管する。

平成 26 年 3 月 20 日

水産庁 東京都千代田区霞が関 1-2-1
水産庁増殖推進部
部長

長谷 成人



JAXA 茨城県つくば市千現 2 丁目 1 番 1 号
独立行政法人宇宙航空研究開発機構
第一衛星利用ミッション本部長

山本 静夫



